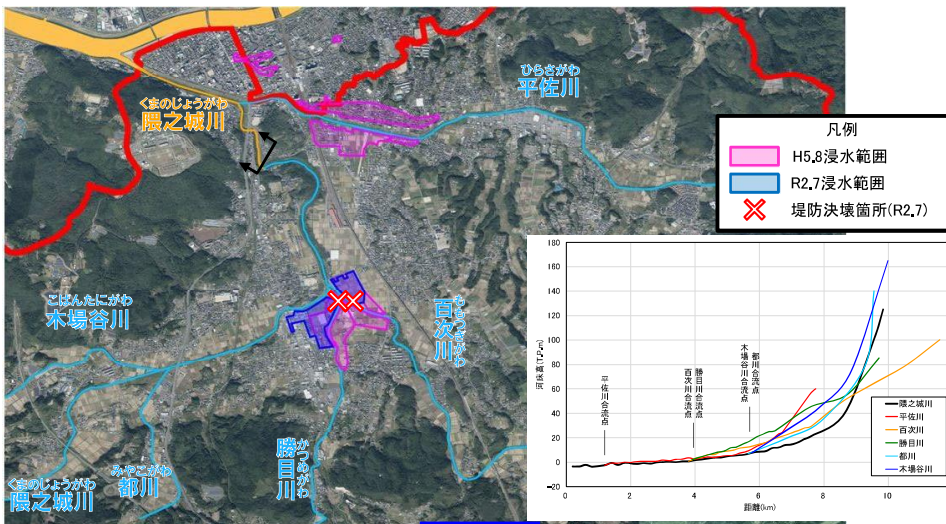


「流域治水」の本格的な実践に向けた「川内川水系隈之城川」の特定都市河川への指定

隈之城川の特徴

- 隈之城川流域は、周囲を山地に囲まれ、百次川・勝目川合流点を境に勾配が約1/2,000から、約1/100~1/400程度と急激に変化する。また、流路延長が短く、山地部から急激に流下するため、到達時間も短い。
- 隈之城川の下流部は、内水被害の常襲地帯となっている。



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H5.8 平成5年8月洪水により、百次川、勝目川において内水・溢水による浸水被害が発生し、約28haが浸水、平佐川においても内水による浸水被害が発生し、約30haが浸水
- R2.7 令和2年7月洪水により、百次川、勝目川の2箇所において堤防が決壊し約18haが浸水し、大型店舗以外にも31戸の床上浸水を確認
- R4.8 「流域治水推進に関する意見交換会」を開催し、隈之城川における「特定都市河川浸水被害対策法」の活用について検討を開始
- R6.3 第7回川内川流域治水協議会において、隈之城川の特定都市河川指定について合意



令和2年7月出水による浸水状況

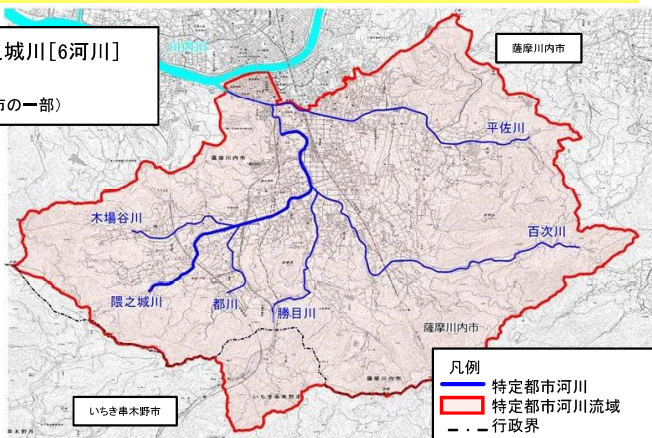


第7回川内川流域治水協議会 (R6.3.11)

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間: 川内川水系隈之城川[6河川]
- 流域面積: 65.4km²
(薩摩川内市の一部、いちき串木野市の一部)

位置図



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

(具体的な対策は、隈之城川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする。
- 対象: 公共・民間、一定規模(1,000m²以上) ※条例で基準強化が可能。
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け。

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備の加速化

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- 貯留機能保全区域**
(洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)
 - 指定権者: 都道府県知事等
 - 盛土等の行為の事前届出を義務化
 - 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能
- 浸水被害防止区域**
(浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)
 - 指定権者: 都道府県知事
 - 都市計画法上の原則開発禁止
 - 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - 対象: 民間事業者等が整備する施設
 - 規模要件: ≥30m³ (条例で0.1~30m³の間で基準緩和が可能)
 - 支援策: 税制優遇、国庫補助(補助率1/2)、地方公共団体の管理協定制度
 - 固定資産税の減税: 課税標準を1/6~1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減(参酌標準1/3)
- 国有地の無償貸付又は譲与**
 - 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。